



重要事項説明書

すまもりサービスに関する重要事項説明となります。
本書類内容をご確認いただき、ご契約になる内容をご理解いただいた上で、お申し込みください。

本サービスはご契約・ご利用が個人のお客様が対象のサービスとなります。
お申し込み前に料金および注意が必要な重要事項を説明する書類です。

1 プランについて

●「すまもり」プランについて

✓	スマホのお守り	LIXWAY + 通信機器保障(台数無制限)	1,480円(税込1,628円)
✓	住まいのお守り	家電・住宅設備補償 + 暮らしサポート24	1,480円(税込1,628円)
✓	スマホ + 住まいのお守り	LIXWAY + 通信機器保障(台数無制限) + 家電・住宅設備補償 + 暮らしサポート24	1,980円(税込2,178円)

2 サービス内容について

1. 各プランの内容について

本サービスの各プランにおけるサービス内容は以下の通りです。

	LIXWAY	通信機器補償	家電・住宅設備補償	暮らしサポート24
スマホのお守り	○	台数無制限	—	—
住まいのお守り	—	—	○	○
スマホ + 住まいのお守り	○	台数無制限	○	○

2. クラウドストレージ「LIXWAY」について

- ・クラウドストレージ「LIXWAY」をご利用するにあたり、アプリのダウンロードが必要となります。
- ・1ファイルの最大サイズ2GBにおいて無制限でストレージをご利用いただけます。
- ・1契約(ID)で3台まで同一キーコードでご利用いただけます。
- ・同一キーコードでご利用する場合、保存先は同一ストレージとなります。
- ・ご解約した場合、ストレージ内のデータは削除されます。

3. 通信機器修理費用保険特典について

利用者が所有または使用するスマホやノートパソコン、スマートウォッチなどWifiが繋がる通信機器を対象とし、本サービス提供期間中に、偶然な事故により、保険の対象について生じた損害を補償する保険です。
(保険金のお支払いの対象とならない損害を除きます。)
対象端末、お支払い対象につきましては次ページ以降をご参照ください。



4. 家電・住宅設備修理費用保険特典について

利用者が所有または使用する、家電製品(冷蔵庫や洗濯機、エアコンなど)や、住宅設備(IHクッキングヒーターや給湯器など)を対象とし、本サービス提供期間中に、偶然な事故により、保険の対象について生じた損害を補償する保険です。(保険金のお支払いの対象とならない損害を除きます。)
対象端末、お支払い対象につきましては次ページ以降をご参照ください。

5. くらしサポート24について

利用者の住まいで生じたトラブル(鍵の紛失や故障、水回り、ガラス、電気など)に対し、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急サポートを受ける事ができます。
またその際にかかる訪問費用の割引や補助を受ける事ができます。
対象トラブル、補助金お支払い対象につきましては次ページ以降をご参照ください。

3 ご利用料金・ご利用開始日・お支払い方法について

1. ご利用料金および最低利用期間について

プラン名	月額利用料	最低利用期間	契約解除料
スマホのお守り	1,480円(税込1,628円)	6ヶ月	6,000円(不課税) ※最低利用期間内の解約の場合
住まいのお守り	1,480円(税込1,628円)		
スマホ+住まいのお守り	1,980円(税込2,178円)		

2. サービスご利用開始日について

ご利用開始日:中讃ケーブルビジョン株式会社にて申し込み受付を完了した翌月1日
※サービスご利用開始日はお申し込み後に届く「ご契約内容のご案内」にてご確認ください。

3. サービスご解約について

本サービスのご解約については、**当月25日17時まで**に中讃ケーブルビジョン株式会社が解約受付を受理したものが**当月末日にて解約**となります。
25日17時以降に解約受付したものは解約日が翌月末日になります。25日が定休日の場合は前営業日17時までにご連絡お願いいたします。

4. お支払い方法について

お支払い方法は、左記いずれかの方法になります。

・預金口座振替 ・クレジットカード

※請求元は「中讃ケーブルビジョン株式会社」からとなります。

※テレビサービス、インターネット(一部対象外プランあり)をご利用のお客様は、現在の請求との合算請求になります。



4 お申し込みの注意事項について



1. ご利用開始までの流れ

お申し込み専用フォームからお客様情報入力(弊社へ申し込み問合せ)

「すまもり」サービスに関する重要事項についてご確認・同意・引き落とし口座記入(口座登録がない場合)

ご利用ID・マニュアル・約款のお渡し

お申し込み完了

※LIXWAY(クラウドストレージ)については本時点で先行利用が可能です。
アプリ設定後、ご利用開始をお願いします。(先行利用分料金は発生しません)



キャンセルをご希望の場合は、お申し込み後に届く
「ご契約内容のご案内」に記載のご利用開始予定日の5日前までに
すみやかにご連絡をお願いいたします。

※期日を過ぎた場合は、中讃ケーブルビジョン株式会社よりお申し込み処理にあたって
発生した費用を請求させていただく場合がございます。

翌月1日より全てのサービスのご利用開始



2. お問い合わせ先

本サービスのご利用方法、または利用契約の解除およびキャンセルに関するお問い合わせ先は下記の通りです。

中讃ケーブルビジョン株式会社

電話番号： 0120-088-788 (フリーダイヤル・固定電話からの場合)

0877-24-6110(携帯電話からの場合)

受付時間： 9:00 ~ 17:00 (17時~9時までおよび土日祝は電話代行会社に繋がります)

キャンセルをご希望の場合は、ご利用開始予定日の5日前までにすみやかにご連絡をお願いいたします。

※期日を過ぎた場合は、中讃ケーブルビジョン株式会社よりお申し込み処理にあたって発生した費用を請求させていただく場合がございます。

ご利用開始後のご解約については、

当月25日17時までに弊社側にて解約を受理したものが当月末日にて解約となります。

※25日を過ぎて解約受理となったものに関しては翌月末日での解約となり、翌月分の月額利用料が発生致しますのでご注意ください。

※25日が定休日の場合は前営業日17時までにご連絡をお願いいたします。





重要事項説明書

以下は、すまもり内の「LIXWAY」「通信機器修理費用保険特典」「家電・住宅設備修理費用保険特典」「くらしサポート24」のサポート範囲・補償範囲に関する重要事項説明となります。

保険金申請先、くらしサポート24ご連絡先は
お申し込み完了後にお申込み確認シートにてお伝えいたします。

5 LIXWAY

(1) サービス内容

LIXWAYは1ファイルの最大サイズ2GB内においてクラウドストレージを容量無制限にてご使用いただけます。

(2) バックアップが可能なデータ

バックアップが可能なファイルは、写真、動画、連絡先、ドキュメントファイルとなります。ファイル形式によっては、対応できないファイルもあります。

(3) ストレージの対象

ストレージの対象はAndroid/iOS搭載のスマートフォン及びタブレット端末合計3台までです。

(4) アプリインストール

LIXWAYのご利用には専用アプリのインストールが必要となります。

(5) バックアップ方法

インストール＆初期設定後、アプリを起動するたびに自動でバックアップされます。
※バックグラウンドでの動作は致しません

(6) 過去データの管理(世代管理)

端末のデータが消えてもLIXWAY上のバックアップデータは残りますので、万一の端末データを削除してしまった時でも復元できます。

(7) LIXWAY.com

本サービスを利用している間、株式会社Linple提供のLIXWAY.comの利用が可能です。クロードサイトでのECとなっており、非常に割安な価格で日用品・食品などの商品を購入することが可能です。購入時の支払方法はサイト内で登録いただいた支払い方法となり、「すまもり」月額料金との合算は不可となります。

(8) サービス終了後の措置

本サービスの解約または料金未納等によりサービスが終了した場合、本ソフトウェアおよび本サービスのご利用を継続する権利を失い、お客様のバックアップデータにアクセスし復元することができなくなります。

(9) 注意事項

お客様の操作不備、ミスによるデータバックアップ、システム障害、通信エラー、不慮の事故などによるデータ損失については、一切の責任を負いません。

6 通信端末修理費用保険特典

(1) 商品の仕組み

通信端末修理費用保険は、利用者が所有または使用する各種通信端末機器を対象とし、本サービス提供期間中に、偶然な事故により、保険の対象について生じた損害を補償する保険です(保険金のお支払いの対象とならない損害を除きます。)。※引受保険会社はさくら損害保険株式会社です。

(2) 保険の対象、基本となる補償、保険金額の設定方法等

① 保険の対象

利用者が所有または使用する無線通信が可能な下記の表1、表2を満たす各種通信端末機器がこの保険の対象となります。

表1

①	本サービス契約時点でメーカー発売日から5年以内の製品であるか、または、本サービス契約日を起算日として1年以内に購入されたことが証明できる端末。
②	本サービス契約時に、画面割れ、ケース割れ、水漏れ等がなく、正常に動作している端末
③	利用者が所有する端末
④	日本国内で発売されたメーカーの正規品である端末(日本法人を設立している日本国外メーカーを含む)
⑤	日本国内で修理可能なもの、かつ、日本国内で購入可能な端末機器
⑥	電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第2条第1項第15号に定める通信が可能な端末
⑦	同一事故による求償をしていない端末
⑧	新品で購入した端末について、自然故障した端末

表2

保険の対象となる主な通信機器	パソコン(ノート型(モバイル型を含む))、タブレット端末、モバイルゲーム機、モバイル音楽プレイヤー、モバイルルーター、スマートフォン、Wi-Fi内蔵テレビ
----------------	---

なお、お引受けできる通信端末機器は、次の(1)および(2)の要件を満たす必要があります。

(1) 正常に全機能が動作するもの

(2) 次のいずれかの条件を満たすもの

日本国内で販売されたメーカー(日本法人を設立している日本国外メーカーを含みます。純正の製品および移動体通信事業者(仮想移動体通信事業者を含みます。))によって販売された製品

次のものは、この保険では保険の対象となりません。

通信端末に挿入して使用するSIMカード、メモリーカード、電池パック等および充電器、ACアダプター、付属ケーブル等の付属品、ヘッドホン、イヤホン等

② 基本となる補償

保険金をお支払いする主な場合および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。(詳細は、規約をご参照ください。)

■ 保険金をお支払いする主な場合

偶然な事故による次のような損害が保険金のお支払対象となります。

- 外装破損・損壊
- 水濡れ
- 故障(ただし、経年劣化によるものは対象外とします。)
- 盗難
- 全損
- 国外で生じた損害等





重要事項説明書

■保険金をお支払いしない主な場合

- ご契約者、利用者または保険金の受取人(※1)・これらの者の法定代理人・これらの者の業務に従事中の使用人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- 利用者と生計を同じくする親族の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動、それらによって発生した事故の拡大・秩序の混乱および発生原因が何であるかにかかわらず、前記「■保険金をお支払いする主な場合」の損害の直接の原因となった事故のそれらの事由による拡大(※2)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波、それらによって発生した事故の拡大・秩序の混乱および発生原因が何であるかにかかわらず、前記「■保険金をお支払いする主な場合」の損害の直接の原因となった事故のそれらの事由による拡大(※2)
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故・これら以外の放射線照射または放射能汚染、それらによって発生した事故の拡大・秩序の混乱および発生原因が何であるかにかかわらず、前記「■保険金をお支払いする主な場合」の損害の直接の原因となった事故のそれらの事由による拡大(※2)
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災
- 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災。ただし、保険の対象が屋外に所在する場合に限ります。
- 差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置による場合を除きます。
- 保険の対象に対する加工(修理を除きます。)。ただし、加工着手後に生じた場合に限ります。
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業場上の過失または技術の拙劣。ただし、これらの事由によって火災または破裂・爆発が発生した場合を除きます。
- 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、浸食、ひび割れ、はがれ、肌落ちその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- 保険の目的のメーカーまたは販売会社が、自らの決定または行政庁の命令に基づいて、瑕疵の存在する(瑕疵の存在が推定される場合を含みます。)製品を対象として回収または修理を行った場合における、回収の原因または修理の対象となる事由
- 購入から1年以内のメーカーの瑕疵
- 詐欺または横領
- 置き忘れまたは紛失等
- (※1)これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (※2)事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

③お支払いする保険金

この保険でお支払いする保険金は次のとおりです。
※詳細は、規約をご確認ください。

修理費用保険金

- 利用者が所有または使用する通信端末機器に外装破損・損壊、水濡れ、全損および故障が発生し、保険の対象である通信端末機器が修理または有償交換された場合に、修理または有償交換に要した費用を保険金としてお支払いします。
- お支払いする修理費用保険金は保険金額を限度とします。
- 修理費用保険金のお支払いが特約書に記載の年間上限金額に達した場合は、その年の保険金請求は行えません。
- 免責金額が設定されている場合は、修理費用保険金から免責金額を控除してお支払いします。

修理不能保険金

- 利用者が所有または使用する通信端末機器に外装破損・損壊、水濡れ、全損、故障、および盗難が発生し、保険の対象である通信端末機器が修理または有償交換できなかった場合に、保険の対象である通信端末機器の購入価格または保険証券記載の修理不能保険金額のいずれか小さい額を保険金としてお支払いします。
- お支払いする修理不能保険金は保険金額を限度とします。
- 修理不能保険金のお支払いが特約書に記載の年間上限金額に達した場合は、その年の保険金請求は行えません。
- 免責金額特約が設定されている場合は、修理不能保険金から免責金額を控除してお支払いします。

④主な特約

この保険には、下記の特約がセットになっています。

※詳細は、規約をご確認ください。

- 保険金支払回数に関する特約：無制限
- 特定危険補償対象外特約：「盗難危険不担保(国外のみ)」
国外での盗難を保険の対象外とします。(日本国内の盗難は保険対象となります。)
- 免責金額特約：0円

⑤保険金額の設定

修理費用保険金額は、年間10万円とします。

この金額を超えて保険金は支払われません。また、修理不能保険金額は、修理費用保険金額の50%とします。

⑥保険期間および補償の開始・終了時期

保険期間は、本サービスの申込日の属する月の翌月1日から始まり、本サービスを解約した解約日をもって本サービスの提供を終了します。除責任は、始期日の午前0時(※)に始まり、満期日の午後12時に終わります。

(3)満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

(4)補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約(特約やさくら損害保険株式会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からも補償されることもあります。いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合もあります。

(5)保険会社破綻時等の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、さくら損害保険株式会社までお問い合わせください。

(6)事故が起こったとき

損害が生じたことを知った場合は、遅滞なくさくら損害保険株式会社にご連絡ください。

(1)保険金のご請求にあたっては、「保険約款」に定める書類のほか、次の書類をご提出いただく場合があります。

(その他事故の状況に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります。)

●損害額を証明する書類(被害が生じた物の価格を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払いがなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)

●保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、利用者に保険金を支払うときは質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書

●利用者が死亡した場合は、利用者の除籍および利用者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

●さくら損害保険株式会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、さくら損害保険株式会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(2)保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

(3)さくら損害保険株式会社はお客さまより保険金請求書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる項目の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、さくら損害保険株式会社は「保険約款」に定める期日までに保険金をお支払いします。

(4)意思判断能力を著しく失った場合等、利用者に保険金を請求できない事情がある場合には、利用者の親族が代理人として利用者に代わって保険金を請求できる場合があります。



重要事項説明書

(7)告知義務

申込書等には、ご契約に関する重要な事項(告知事項)が含まれています。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 主な通知事項
- 保険の対象
- 他の保険契約等

(8)通知義務

ご契約後に通知事項に内容の変更が生じた場合は、遅滞なく当社へご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険期間の途中でであってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないこと(*)があります。
(*)ご連絡をいただいた結果、追加保険料が発生し、かつ、通知事項との間に因果関係がある場合に限りです。

- 主な通知事項
- 保険の対象の変更 ●保険の対象の譲渡
- ご契約者の住所または連絡先の変更
- 上記のほか、弊社に通知すべき旨定められている事実が発生した場合

7 家電・住宅設備修理費用保険特典

(1)商品の仕組み

家電・住宅設備修理費用保険は、利用者が所有または使用する各種家電・住宅設備を対象とし、本サービス提供期間中に、偶然な事故により、保険の対象について生じた損害を補償する保険です(保険金のお支払いの対象とならない損害を除きます。)。※引受保険会社はさくら損害保険株式会社です。

(2)補償対象機器の範囲

分類	対象機器	補償年数	保険金額
家電製品	テレビ	5年	300,000円
	冷蔵庫		
	洗濯機		
	乾燥機		
	エアコン		
	掃除機		
	電子レンジ		
	空気清浄機		
	加湿器・除湿器		
住宅設備	IHクッキングヒーター	10年	
	給湯器(ガス給湯器、電気温水器、電気給湯器)		
	食器洗乾燥機		

ただし上記対象機器には、次のいずれかに該当するものを含みません。
①対象機器の周辺機器・付属品・消耗品(ACアダプター、ケーブル、リモコン、マウス、キーボード、コントローラー、バッテリー、外部記録媒体、外付けモニター、インク・トナーおよびそのカートリッジ・容器、用紙類、鍵・錠その他類似機器・製品等)

- ②事故日を起算日として購入日から5年を超過した家電機器
- ③事故日を起算日として設置日から10年を超過した住宅設備
- ④中古製品として購入された機器
- ⑤対象機器内のソフトウェア
- ⑥レンタル・リースなどの賃借の目的となっている機器
- ⑦業務で利用されている機器
- ⑧過去に当該対象機器のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理されたもの)以外で、不適正な修理・加工・改造・過度な装飾がされた機器
- ⑨第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である機器
- ⑩日本国外で購入された機器または日本国外から直接購入された機器
- ⑪潤滑油、操作油、冷媒、触媒、燃料類
- ⑫材料、部品、半製品、仕掛品類
- ⑬その他、サービス利用規約で除かれている機器および製品

(3)保険金を支払う場合

保険期間中に発生した次のいずれかの事由によって対象機器について生じた損害に対して保険金を支払います。

- (1)偶然な事故による故障、外装破損、損壊、水濡れ・水没(以下、「物損事故」といいます。)
- (2)電氣的・機械的の事故(不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用または機械の稼動に伴って発生した事故)。ただし、製品の欠陥・瑕疵、経年劣化、自然の消耗等を除きます。

(4)補償対象機器の譲渡

被保険者が対象機器を譲渡した場合には、その事実が発生した時にその対象機器に対する効力を失います。

(5)被保険者の範囲

この保険契約における被保険者は、本サービスの契約者(個人に限りします。)とします。

(6)保険金を支払わない場合

- 次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (1)被保険者が本特約書第1条(補償対象機器の範囲)で規定する本サービスの適用資格を有していないときに発生した損害
 - (2)すり傷、汚れ、しみ、焦げ等の本体機能に直接影響しない外形上の損害
 - (3)自然消耗、経年劣化、さび、かび、腐敗、変質・変色
 - (4)直接であると間接であるとを問わず、保険の対象の欠陥によって生じた損害
 - (5)ガラス、真空管、電球その他これらに類似の管球類に単独に生じた損害
 - (6)温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠如によって生じた損害
 - (7)保険責任始期日前、もしくは終期日の翌日以降に対象機器に生じた損害
 - (8)本サービスの補償対応期間を超過した電氣的・機械的の事故によって生じた損害
 - (9)さくら損害保険株式会社および保険契約者が指定する書類の提出が確認できない場合
 - (10)被保険者の申告する故障・損害をさくら損害保険株式会社が確認できない場合
 - (11)対象機器にかかった修理費用以外の費用(見積り取得に関する送料、対象機器の送料および費用支払時の事務費用等)
 - (12)日本国外で発生した事故による損害
 - (13)特定危険補償対象外特約(家電・住宅設備・什器備品特約用)第1条で以下の危険を補償対象外とした場合
 - ・盗難
 - (14)保証開始日から1年以内のメーカーの瑕疵による故障等の場合(初期不良およびリコール対象となった部位・部品を含みます)
 - (15)対象機器を被保険者が自ら製造・制作、修理または改造した場合
 - (16)対象機器の修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣
 - (17)本サービスで登録された被保険者の住所・施設外で発生した事故による損害
 - (18)虚偽の報告がなされたことが明らかになった場合
 - (19)第2条(保険金を支払う場合)の事由に起因する使用不能等の間接損害
 - (20)紛失・置き忘れ・置き引き等およびその間に生じた損害およびこれらに起因する使用不能等の間接損害
 - (21)ソフトウェアの瑕疵または障害による損害
 - (22)その他サービス規約で対象外となっている損害

(7)他の補償との重複

対象機器がメーカー保証等の補償制度(以下、「他の補償制度」といいます。)により、本契約で保険金支払われる場合と重複した場合には、他の補償制度による補償を優先することとします。

(8)保険金額

下記の通りに保険金額を設定します。

- (1)修理可能の場合
1機器の保険金額30万円を上限として、修理費用(有償交換の場合も含みます。)をお支払いします。
- (2)修理不能の場合
1機器の保険金額30万円を上限として、購入価格をお支払します。ただし、購入証明書(購入時の価格が記載されている書類)の提出ができず、同等価格の同等製品を再購入された場合は、1機器の保険金額30万円を上限として再購入価格をお支払いします。



重要事項説明書

8 くらしサポート24特典

(1)トラブルサポート

■サービス内容

1. 次の各号のトラブルが生じたとき、専用フリーダイヤルで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急サポートを受けることができます。

(1) 鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブル

(2) 水まわりのトラブル

(3) ガラスのトラブル

(4) ガス・給湯器のトラブル

(5) 電気のトラブル

2. 緊急サポートの緊急対応の定義は次の通りとします。

(1) 初期緊急サポート対応を「一次対応」といいます(60分以内の部品代を除く作業代は無料です)。

(2) 部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度訪問及び作業をする場合を「二次対応」といいます。

3. 緊急サポートを受ける場合、次の提示が必要となります。

・免許証、又は顔写真と現住所が印字されている且つ、1枚で確認が出来る身分証明書(ただし、免許証等の身分証明証の住所が本サービス対象物件の所在地との一致が必要です)。

4. 作業費・部品代補助金サービス契約者はサービスを利用し、現地にて契約者の実費負担が発生した場合、補助金として最大5,000円まで当社が負担します。

(1) 給付条件

① 作業費・部品代補助金は、年に1回までのサービスであること。

② 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

5. 緊急サポートで作業を行った際に、管理会社とその他関係各社への状況報告のため現場写真を撮る場合があることを予め承諾するものとします。

■利用料金

1. 契約者は、緊急サポートを、有効期間内において24時間365日、専用のフリーダイヤルで、無料にて利用できるものとします。ただし、指定する時間を超過した作業代金、又は部品交換や特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金が、記載する補助金額を超えた場合、現地にて契約者の実費負担とします。

2. 緊急サポートを受けた後に、二次対応が必要となった場合、契約者等は賃貸人又は当社の承認を得た上で、別途有料(作業料金・部品代)で当社にサービスを依頼することができます。

3. 当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、契約者はこれを承諾するものとします。

■免責

次の各号のいずれかに該当するトラブルは緊急サポート対象外とします。

(1) 入居当初から故障・破損のトラブル

(2) 建物共用部分に関わるトラブル(共用廊下、エントランス等)

(3) 立会いができない場合のトラブル

(4) 午後9時以降午前9時までの時間帯における破綻による解錠の場合

(5) 会員および会員の同居者以外からの要請

(6) 緊急サポート後の二次対応工事

(7) 申込書に記載の無い物件でのトラブル

(8) 退室・転居等の理由での原状回復のための要請

(9) 専用フリーダイヤルを利用しない場合

(10) 当サービス以外に要請し対応された場合

(11) 契約者が、規約等に違反した場合

(12) 自然災害、天災、暴動等に起因する場合

(13) 天災地変等の自然災害によりサービス対象物件への到着が困難であると判断した場合又は本サービスのコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合

(14) 契約者の住所が離島・島嶼及び当社のサービス提供が困難な山間部に変更になった場合

(15) その他当社が不適切と判断した場合

(2)補助金給付制度

■サービス内容

契約者等は次の各号の補助金制度を利用することができる。

(1) サービス対象物件で、侵入盗難被害に遭い、被害に遭ってから3ヶ月以内にサービス対象物件から契約者本人が転居する場合に、その転居費用の一部としてお見舞金(以下「お見舞金」といいます)最大10万円を給付します。

(2) 宿泊補助金鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブルにおいての緊急サポート時に、解錠が出来なかったことにより契約者等有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大10,000円までを支給致します。

(3) ガラス交換補助金ガラスのトラブルにおいての緊急サポート時に、ガラス交換等の有料部品交換が発生した際の補助金として、最大30,000円までを支給致します。ただし、保険会社から当該事故の保険金支払いがなされた場合は、当社は支払いません。

(4) 契約者所有の自転車等が破損し会員等が修理費用を支払った場合、本制度に従って自転車修理補助金サービスとして修理補助金を支給します。なお、給付金額は指定した自転車修理専門店の発行した領収書の金額または2,000円のいずれか低い金額とします。

9 お客様の個人情報の取り扱いについて

お客様の個人情報の取り扱いについて

中讃ケーブルビジョンでは個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様からお預かりしました個人情報を以下のとおり取り扱いたします。

1. 個人情報の取得・利用目的

中讃ケーブルビジョン株式会社が提供するサービスのため以下の目的に利用します。

① 本サービスの提供(お客様情報管理、工事施工、料金請求、収納等)

② お客様に有益と思われるサービス等のご案内

③ その他本サービスの提供に必要な範囲内での利用

2. 個人情報の第三者への提供について

お客様の個人情報は以下のいずれかに該当する場合を除き第三者へ提供いたしません。

① 法令の規定に基づき提供しなければならない場合

② 前項の利用目的の範囲で業務委託先に預託する場合

③ その他お客様の同意を得た場合

3. 個人情報の開示・訂正等

お客様からお預かりした個人情報について、ご本人からお問い合わせをいただいた場合や個人情報の開示等(利用目的の通知・開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去)を求められた場合は適切に対応いたします。

上記の取り扱いについては、お客様が弊社指定の方法によりサービス申し込みをされた時点で、同意されたものとみなします。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先】

〒763-0066 香川県丸亀市天満町一丁目12番18号

中讃ケーブルビジョン株式会社

電話:0877-24-6110 受付時間:土・日・祝を除く9:00~17:00

